

2023年12月13日

株主各位

京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地
京セラ株式会社
代表取締役社長 谷本 秀夫

株式の分割に関する基準日設定公告

当社は、2023年9月29日（金曜日）開催の取締役会において、2024年1月1日（月曜日）をもって、当社普通株式1株を4株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2023年12月31日（日曜日）（実質的には2023年12月29日（金曜日））と定めましたので、公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の定めに基づき、2024年1月1日（月曜日）をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を現行の600,000,000株から2,400,000,000株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2024年2月上旬にお届出ご住所にお送りする予定です。
- 2024年1月1日（月曜日）（実質的には2024年1月4日（木曜日））付で、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の特別口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関
連絡先

三菱UFJ信託銀行株式会社
〒541-8502

大阪府中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話 0120-094-777（通話料無料）

9:00～17:00（土、日、祝祭日、年末年始を除く）